

JAPAN AND INTERNATIONAL
MOTION PICTURE COPYRIGHT ASSOCIATION, INC.
Affiliated with



ホテル・宿泊・休息施設経営者様

ホテルなどでの映画上映についてのお願い

私ども株式会社日本国際映画著作権協会は、米国大手映画会社6社により組織される Motion Picture Association of America (アメリカ映画協会) の日本法人であり、かかる大手映画会社6社が保有する映画の著作権保護活動を日本国内において様々に行っております。

各種ホテル・休憩施設内での映画の上映に関しましても、著作権保護の観点から経営者の皆様に法の存在をお知らせし、遵守をお願い致しております。

宿泊・休息施設・ホテルなどで映画ソフトを利用される場合は、映画会社や映画ソフト販売会社、または正規の代理店と連絡を取り、契約を交わした上で、著作権者の許諾を得た「業務用ソフト」をお取り寄せくださいるようお願い申し上げます。

「業務用ソフト」には「いつからいつまで、誰がどこで、どういう利用をすることができる」といった利用許諾の内容を示した表示が必ずついていますので一般市販用のソフトと見間違ふことはありません。

誠に僭越と存じますが、貴殿の経営されるホテルなどでは、一般に市販されており、レンタルショップ用に提供されている映画ソフト、あるいはそれらの複製品（コピー）をお客様へのサービスとしてお使いということはないと言いますが、万一、お使いのようでしたら、すぐに中止してくださるようお願い申し上げます。

近年、我国を含め世界的に著作権、商標権等の知的財産権の保護が大変重要視されております。我国においては著作権法違反行為に関して、個人に対しては10年以下の懲役または1000万円以下の罰金あるいはその両方の罰則が、法人に対しては最高3億円の罰金が科せられる場合があります。

またこれらの刑事罰とは別に、損害賠償請求など民事的な法的措置がとられていることもあります。映像産業は複製権、発布権、上映権といった著作権法を構成する各権利を皆様に遵守して頂いて初めて成り立っております。

本状をお届けいたします経営者の皆様の中には、すでに映画会社代理店等とご契約しておられる方々、もしくは、映画サービスを一切お客様にご提供しておられない方々、将来的にもご予定のない方々もおられるかと存じますが、何卒、本状をお届け致しました事をご容赦下さいませ。

弊協会と致しましては、なるべく多くの皆様にご理解願いたく地域別にお届けし、それぞれの地域の皆様からのご質問、お問い合わせに出来るだけお答えしたいと願っております。

重ねがさぬ皆様のご理解とご協力を願い申し上げます。

なお、お問い合わせの際は、下記までお願い申し上げます。

平成 28年 6月30日

株式会社日本国際映画著作権協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町 23-3

日本生命一番町ビル 6階

TEL 03-3265-1401

